

## 『次世代住宅ポイント対象基準』

	対象基準
1	断熱等性能等級4
2	一次エネルギー消費量等級4以上
3	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上
4	免震建築物 <sup>※1</sup>
5	高齢者等配慮対策等級3以上 <sup>※2</sup>
6	劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上 <sup>※3</sup> の住宅 (共同住宅・長屋については、一定の更新対策 <sup>※4</sup> が必要)
(注)	1から6までの技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級などと同じ
※1	免震建築物は、評価方法基準1-3に適合しているものを対象
※2	9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)及び9-2高齢者等配慮対策等級 (共用部分)の等級3
※3	4-1維持管理対策等級(専用部分)及び4-2維持管理対策等級(共用部分) の等級2
※4	一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)および間取り変更の 障害となる壁または柱がないこと